第二百五十二条第四項中「四人」を「二人」に改める。
第二百五十七条の二第四項中「三人」を「二人」に改める。
第二百六十三条第十項中「及び西部支所」を削る。
第二百六十四条から第二百六十六条までを次のように改める。

（諫早湾干拓開門事務所）

第二百六十四条　国営の諫早湾干拓事業によって造成された諫早湾干拓地潮受堤防の排水門の開門を行うために必要な工事、当該開門が環境に及ぼす影響に関する調査及び評価並びに当該事業（これに関連する事業を含む。）によって造成された施設の操作及び保守に関する事務を分掌させるため、九州農政局に、諫早湾干拓開門事務所を置く。

2　諫早湾干拓開門事務所に、次の二課を置く。

庶務課
工事課

3　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、工事課は第一項の事務をつかさどる。

第二百六十五条及び第二百六十六条　削除

第二百七十一条第二項中「一人」を「二人」に改める。
第二百七十二条第四項中「並びに」の下に「管理調整官、」を加え、「、管理調整官」を削り、同条中第八項を削り、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百七十二条第十二項中「牧之原特別監視支所」の下に「、笛吹川沿岸支所及び伊那西部支所」を加える。
第二百七十五条第二項中「一人」を「二人」に改め、同条第四項中「並びに」の下に「管理調整官、」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百七十六条第一項中「、国営」を「及び国営」に改め、「及び国営の亀岡農地整備事業」を削る。
第二百九十六条中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

第三百条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

第三百八十八条第一項中「一人及び」を「二人及び」に改め、同条第八項中「特用林産物安全推進指導官は」の下に「、命を受けて」を加える。
第三百九十三条の見出し中「治山対策官」の下に「、海岸林復旧指導官」を、「訟務官」の下に「、災害対策調整官」を加え、同条第一項中「治山対策官一人」の下に「、海岸林復旧指導官一人」を、「訟務官一人」の下に「、災害対策調整官一人」を加え、同条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　災害対策調整官は、治山課の所掌事務に係る災害復旧に関する重要事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十三条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　海岸林復旧指導官は、災害を受けた海岸防災林の復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十四条の見出し中「国際研究連絡調整官」の下に「、森林除染技術専門官」を加え、同条第一項中「国際研究連絡調整官一人」の下に「、森林除染技術専門官二人」を加え、同条中第二十項を第二十一項とし、第十二項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12　森林除染技術専門官は、命を受けて、森林の除染等の措置並びに除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十六条の見出し中「及び経営計画官」を「、経営計画官及び森林環境評価調整官」に改め、同条第一項中「及び経営計画官」を「、経営計画官一人及び森林環境評価調整官」に改め、同条に次の一項を加える。

9　森林環境評価調整官は、放射性物質による環境の汚染への対処の観点からの国有林野の森林資源に関する評価に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三百九十七条の見出し中「森林土木専門官」の下に「、森林除染対策官」を加え、同条第一項中「十人」を「十一人」に改め、「二人」の下に「、森林除染対策官一人」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　森林除染対策官は、国有林野の除染等の措置並びに除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四百八条第一項中「八人」を「七人」に改める。

第四百八十三条の見出しを「（設計指導官及び災害対策専門官）」に改め、同条第一項中「二人を」の下に「、関東森林管理局の森林整備部治山課に災害対策専門官一人を、東北森林管理局の森林整備部治山課に災害対策専門官二人を」を加え、同条に次の一項を加える。

3　災害対策専門官は、命を受けて、国有林野の治山事業及び国営に係る民有林野の治山事業の実施に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五百三十三条第二項中「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改める。

第五百三十六条第一項中「二十二人」を「二十五人」に改める。

第五百三十七条の見出し中「首席漁業調整官」の下に「、操業指導調整官」を加え、同条第一項中「首席漁業調整官一人」の下に「、操業指導調整官一人」を加え、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　操業指導調整官は、放射性物質による水産動植物への影響を踏まえた観点からの漁業の操業についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

第五百三十九条の見出し中「国際専門官」の下に「、国際訟務官」を加え、同条第一項中「四人」の下に「、国際訟務官一人」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　国際訟務官は、漁業に関する国際協定に係る訴訟に関する事務を行う。

第五百四十条の見出し中「研究管理官」の下に「、水産研究専門官」を加え、同条第一項中「五人」の下に「、水産研究専門官一人」を加え、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　水産研究専門官は、研究指導課の所掌事務のうち放射性物質による水産動植物への影響に関する試験及び研究に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第五百四十二条の見出しを「（栽培養殖専門官及び栽培養殖復旧専門官）」に改め、同条第一項中「栽培養殖専門官二人」を「、栽培養殖専門官二人及び栽培養殖復旧専門官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

3　栽培養殖復旧専門官は、栽培漁業及び養殖業の用に供する施設に関する災害復旧事業及びこれらの漁業の経営の再建に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五百四十三条の見出しを「（計画官及び漁港防災・衛生管理専門官）」に改め、同条第一項中「四人」の下に「及び漁港防災・衛生管理専門官一人」を加え、同条に次の一項を加える。